

研究所第12回フォーラム

「移行期の家族を支える

—離婚・再婚を経験する家族への支援—

小田切 紀子(東京国際大学)

ご紹介いただきましてありがとうございます。小田切紀子と申します。角山学長が以前、東京国際大学におりまして、ずっとお付き合いをさせていただいて、その関係で今日、こうした機会をいただきました。

今日お話しいたしますのは、家族の中でも私は20年くらい、離婚・再婚家庭の研究と、それから、支援の実践をしております、今日は調査の結果と、皆さまに直接は関係ないかもしれませんが、離婚・再婚の問題に関して、特に離婚、家族法の話も少し混ぜていきたいと思えます。私たちは日本に住んでいるので、日本の家族法、日本の離婚家庭・再婚家庭というのが当たり前だと思っているのですが、非常に特殊なのです。それについてもお話ししていきたいと思っております。

私自身は大学と、今、大学院の臨床心理学研究科にも所属していますが、大学では、臨床心理士になりたいという学生たちの指導をしております。また、学外の仕事として今、精力的にやっておりますのが離婚問題です。離婚した後、子どもが離れて住む親に会うことを面会交流と言うのですが、その面会交流についていろいろサポートをしております。

先ほど、国際家事ハーグ条約っていうのがあったんですが、あれは国際離婚をした後、例えば、日本人のお母さんとアメリカ人のお父さんが離婚をして、よくあるのが日本人のお母さんがアメリカから子どもを連れて日本に帰ってきてしまって、アメリカ人のお父さんが日本にいる子どもに会いたいと言っても会わせないことが多く、そういったことに対して仲裁するというか、調停するというか、そんな役割も今、とても大事な自分の中の仕事になっております。

1. 日本人の家族観—国際比較調査から—

最初に、科研費を取りました調査の結果からお話をしていきたいと思えます。つまり、私たち、日本人の持っている家族観、これも非常に特徴的ですので、まず、ここから入っていききたいと思います。

国際比較調査、これは国とか、国連とか、いろいろやっていますが、子どもには両親が必要であるとか、子どもがいるならば離婚はしないほうがいいとか、その手の質問というのは家族に関する国際比較調査ではお決まりです。これはどの団体がやっても、日本人というのは群を抜いて、子どもには親が必要だ、子

もがいるのであれば離婚はするべきではない、子どもがいないのであればやむを得ないという傾向が強いのです。つまり、子どもにはお父さん、お母さんが必要だということです。

ところが、親が離婚した後、子どもの3分の2は別居後に別居した親に会えていないのです。3分の2です。ここで言っている子どもは20歳未満なのですが、年間23万人の子どもが親の離婚を経験しています。その3分の1しか、別居親、大体はお父さんですけども、会えていない。養育費をもらっているのは4分の1です。4分の3は養育費ももらっていない。だから、4分の3は養育費もらっていないし、3分の2は離れて住むお父さんに会えていない。そういう日本は特殊な状況にあるということです。

にもかかわらず、子どもには両親が必要だということなので、なぜこんなことになるのかなというのが、そもそも私が調査を始めたきっかけです。この科研費は国から出るものですが、これは前回、すでに終わった科研費で、このときは500万ぐらいもらいました。今、第3弾になるのですが、科研費を取っていて、今度のはもう少し規模が小さいので既に終わった研究をきょうはお話ししたいと思います。

日本と、それから韓国とアメリカを対象にしてネットでの調査を調査会社に依頼しました。このときにアメリカは人種のことがありますので、その母体をアメリカの今の人種を反映するような人種層にもらって、黒人・白人・その他で分けました。

これは筑波大学の松井豊先生などとも一緒に協力していただいている大掛かりな調査なのでいろいろ質問項目が入っていますが、きょう関係あるテーマだけを取り上げますと、最初に人口統計的変数があって、それから私のテーマ・関心事は離婚後の共同養育ということです。これが多分、皆さまにはなじみがないところかと思えます。

離婚した後、日本は単独親権です。婚姻中はお父さんとお母さん両方に親の権利、親権があって両方が育てるわけなのですが、離婚した後はどちらか1人を親権者と決めなくてはいけないという、これ、非常に特殊です、日本。

この話はまた後でしますが、その単独親権の下で共同養育、もう要するに平たく言うと、別れた後もお父さんとお母さんが一緒に子育てをしていくということな

のですが、その離婚後の共同養育に対する意識、離婚した人だけじゃなくて20代から70代の一般の人たちを対象にして、別れた後もお父さんとお母さんが協力して子育てをしていくことについてどう思いますかということを知っています。これは独自で作って予備調査を経て、5項目作ったのですが、お父さんとお母さんが離婚をした後、2人で一緒に子育てをすると、子どもが混乱するからやめたほうがいいとか、離婚した後は別居親は子育てには関わらないほうがいいとか、あるいは、別れても2人で協力して子育てをするべきだとか、そんな形の項目からなっています。

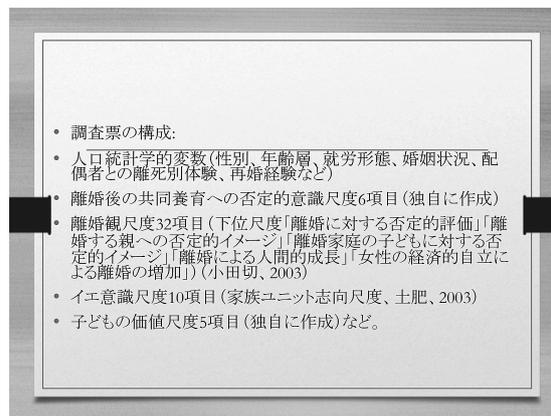
それから、次が離婚観尺度ですが、これも私が松井豊先生にご指導いただいて作った尺度で、離婚に対する偏見意識、差別意識です。離婚する人は無責任な人だとか、離婚は人生の敗北だとか、あとは、離婚に対する子どものマイナスイメージとなると、離婚家庭の子どもは非行に走りやすいとか、離婚家庭の子どもは問題行動を起こしやすいとか、全てネガティブな感じの尺度からなっています。

ポジティブなものとしては、離婚による人間的成長とか、女性の経済的自立による離婚の増加というものもあって、離婚によって大変なことを乗り越えていきますので、人間的に一回り成長するのは間違いありませんので、そういうことを問うたものであるとか、確かに離婚は増えてはいないのですが、微増ぐらいです。それはやはり、女性が経済力を付けた。つまり、女性の社会的地位が上がって、女1人でも子どもを育てていけるようになったからこそ、離婚ができるようになったということで、その辺が離婚をプラスに見ているところなのですが、そんなものを入れた尺度がありまして、これも使っております。

それから、イエ意識尺度というのは、もともとは土肥先生が作られた尺度の一部を使っています。ここではわざわざイエとかたかなで書いてありますが、日本のいわゆるイエ意識、お墓は代々受け継ぐべきであるとか、やっぱり家族というのは夫婦と子どもから成っているのだとか、家族のもめごとは家族の中で解決するほうがいいとか、なんだかんだ言っても血縁関係のある家族が一番だみたいな、そういうことを聞いている尺度です。

それから、子どもの価値尺度。子どものことは一番優先するべきであるとか、子どものために親は犠牲になるべきだとか、本当に子ども中心、子どもを最優先

するべきだということを知っている、そういう尺度になっております。きょうはここでしかお話ししませんけれども、こういう尺度を使いました。



調査の結果ですが、国、日本、韓国、アメリカの3カ国と、それから、男性・女性といろいろ見ました。まず、私が一番関心あるところの共同養育、離婚した後も2人で子育てをしていく、お父さんとお母さんが育てていくことですが、これは国の主効果が出ました。離婚後の共同養育に対する否定的意識を問うていますので、一番高いのは韓国。韓国が一番、離婚後も2人で子育て反対。アメリカ人は離婚が多いですから、一番米国は離婚後の共同養育に対する否定的意識に対して否定的というか、むしろポジティブです。離婚後もお父さんとお母さんが子どもに関わることにに対してはポジティブ、肯定していました。

それから、性別の効果も出まして、当然かなと思うのですが、男性のほうが保守的で、離婚した後、両親が関わることにに対しては反対という傾向がありました。

次が細かくなっていきますけれども、先ほどお話しした、離婚家庭の子どもに対する否定的イメージになりますが、これは国の主効果が出ました。日本人が一番、親が離婚をした子どもに対して非常にマイナスに見ています。親が離婚をしている子どもは生活が荒れやすいとか、学校で問題を起こすとかというふうに見る傾向がある。それから、性別も男性のほうがやはり保守的な傾向がありました。

いろいろ主効果で見っていきますと、あえて保守的という言葉を使いますと、日本人の男性が離婚家庭の子どもに対して非常にマイナスの見方をする傾向が強いということが出たかなと思います。女性に関しても

そうです。ですので、韓国人と日本人はやはり、離婚した後も両親が子どもに関わることにに対してマイナスの見方だということが理解できたなと思います。

表1 「共同養育への否定的意識」に対する重回帰分析(強制投入法)の結果

目的変数	共同養育への否定的イメージ					
	男性			女性		
	日本	7.0力	韓国	日本	7.0力	韓国
離婚への否定的評価	.32***	/.55***	/.34***	.11	/.45***	/.52***
離婚する親への否定的イメージ	-.01	/.13	/.17	-.09	/.10	/.08
離婚家庭の子どもへの否定的イメージ	.02	/.13	/.00	.07	/.15	/.02
離婚による人間的成長	-.01	/.14**	/.16**	-.05	/.14*	/.04
女性の経済的自立による離婚の増加	-.06	/.20**	/.05	.06	/.30	/.08
イエ意識	.12**	/.19**	.05	.12*	/.01	/.07
子どもの価値	-.19***	/.10	/.20**	-.14***	/.17*	/.17**
	adj. R ² : .19***		.56***		.21***	
			.07***		.42***	
					.32***	

これはちょっと細かい結果になります。重回帰分析とは要するに、離婚後の共同養育に対して、この左側に並んでおります離婚に対する否定的意識から子どもの価値までの各要因が、どれくらい影響があるかということを見ている統計的な手法になります。ここは今お話していたことと重複しますので、飛ばします。考察ですが、共同養育に対する否定的意識、それから離婚そのものに対する否定的意識、つまり、離婚は人生の敗北だとか、離婚はするべきじゃないとか、結構多いです。それから、離婚する親への否定的イメージ、離婚する親は無責任だとか、離婚する親は子どものことを考えていないとかというものです。離婚家庭の子どもへの否定的イメージは先ほどお話ししたとおりです。これは3カ国とも男性の方が高く、やはり男性のほうが保守的ということですよ。

それから、共同養育に対する否定的意識と離婚そのものに対する否定的意識というのは、韓国が一番高いんです。これ、ちょっと意外で、私は日本が一番高いかなと思いましたが、違いました。韓国では2007年に大きく家族法が改正されて、お父さんとお母さん双方が離婚に納得をして離婚が認められる、子どもの養育に関する面談、それから養育・療育手帳、それから、子どもを保育園の園長先生と家庭が交わす手帳みたいなもので、離婚をするわけですから大体お母さんと暮らすわけですけども、子どもがお父さんと会うときにお母さんはちゃんと子どもの手帳を見せて、太郎は最近、幼稚園でこんなことができたんだとか、身長がこんなに伸びたんだぞとか、いろいろ書いて

て、それをお父さんに渡します。そうすると、お父さんは1カ月間会ってなかったとしても、その手帳を見て、最近の子どもの様子が分かるというものです。その療育手帳を義務付けたり、どれくらいの頻度で子どもと別れて住むお父さんが会うかとか、そういうことをちゃんと義務付ける、それを国が離婚後の子育てに介入をしているのです。共同養育ということが浸透しているのです。

にもかかわらず、調査をすると、韓国の人たちは離婚後の2人での子育てには否定的な意識が日本よりも強かったということで、共同養育を広めていくためには行政の支援が必要なのだと思います。つまり、韓国の国民はこの調査から言えることは、意識の上では離婚後も両親が関わるのはよくないと思っても、国がそうしなさいと言っているからやっているとも読めるわけで、やっぱりその政策・法律というものは大事なのだということがこの調査から言えると思いました。

親が離婚した子どもへの否定的イメージというのは日本と韓国はとても高いわけです。日本では子どもには両親が必要、子どもがいる夫婦は離婚するべきではないという意識がとにかく高いのです。このことは婚外子の出生率が低い、0.1パーセント以下です。つまりできちゃった婚ってありますよね、日本で。できちゃった婚がとても高いのですけども、10代後半から20代前半の人たちを対象にすると、できちゃった婚が70パーセントだそうです。すなわち、子どもができれば入籍するのです。つまり、子どもには両親が必要ということをおある意味、裏付けていると言えて、やはりそこが、差別的な視線が両親がそろっていない子どもに対してあるのかなと思います。

他方、子どもを第一に考える人、つまり、子どものために親は犠牲になるべきだとか、子どもを最優先させるべきだと考える人は一部を除いては共同養育を推進する傾向がありました。だから、本当に子どものことを考えている人、子どもの心身の健康を考えている人というのは、離婚した後もやはりお父さんとお母さんが子どもに関わったほうがいいんだよと考えているわけで、これ、私は光が見えた思いだったのですけれども、そういう結果が出ました。

さらに、日本人のイエ意識尺度です。これは、もちろん英語にして外国にも聞いているのですが、もう一回日本だけのお話をします。日本人というのは離婚した

元配偶者をよそ者、アウトサイダーというふうに見なす傾向があったのです。つまり、離婚した元夫、元妻というのは異なる育児観とか、子育て観とか、しつけとか、そういうものを子どもにやろうとするよそ者、困った者、アウトサイダーと言ったり、そういう意識があるということが分かった。これは離婚した人だけではなくて一般の人も含めていますけれども、私たちはそういう意識を持っているのです。つまり、別れたお父さん、お母さんというのは子どもの人生にはあまりよくはない、害を持ち込むみたいな、そんな感じでしょうか。だから、母子家庭になった、父子家庭になった場合に、別れた配偶者は排除して一人親家庭をつくってみたい、そういう意識があるということです。

このよそ者、アウトサイダーは、今はお父さんです。つまり、親権者の90パーセントは母親です。90パーセントの親権は母親が取ります。今は一人親家庭、すなわち母子家庭となるぐらい、離婚した後、お母さんが親権を取り、お母さんが子どもと生活するというのが数としては多いので、排除されたのはお父さんなわけです。明治の民法では、父親中心の父権主義でしたので、排除されたのはお母さんなのです。

そもそも、この単独親権という制度、これは先進国では日本だけなのですが、この単独親権制度がなぜ離婚した後、一人親しか親権が取れないのかということも、なぜこうなっているのかということも、もともとは明治民法からきています。明治民法では、お父さん、男性しか、家の相続をすることができませんでしたし、それから、離婚をすれば、お母さんは戸籍上、今もそうですけれども、出されるわけです。男性を中心とする家というものが相続されていきますので、当然、母親は排除されて、お父さんが親権者となって、お父さんが養育をしていくというのがずっと明治民法ではあったわけです。

ただ、小さい子どもにはやっぱりお母さんが必要だということで、いわゆる監護権という、そこも紛らわしいのですけれども、親権というのと監護権というのがあり、監護権を母親に与えたのです。監護権を今の言葉で言うと、分かりやすく言えば、別居親の権利みたいな形になるわけですが、生物学的には親が離婚しようと、子どもとの親子関係は切れませんので、どんなことがあっても、監護親であることは変わりありません。ですので、当時、明治民法の下でも親権はお父さんで、お父さんが子どもの養育から教育から全ての

権利を持っていたわけですが、監護、世話をしたり、面倒を見たりするという点においては母親にも認められたというのがあって、この古い法律が今も残っているとのことです。

なぜ日本は単独親権なのかということをよく海外から聞かれます。つまり、とても時代遅れなのです。それで、なぜかということ聞かれるので、今言ったような話をもうちょっと詳しくお話をし、そもそも、その明治民法の父親中心のところからきているのだということをお話をしております。

ここからが私の一番関心どころです。共同養育、離婚した後のお父さんとお母さんが協力をして子育てをしていくということ、これを広めていくというのが、私の一つの使命と思って、今、一生懸命やっているとこです。

日本はその単独親権、先進国では本当に日本だけです。それに世界的に見ても、いわゆるイスラム国などではとにかく離婚が認められていませんから、そういう所は除きますと、先進国で日本だけというのは、アジアの辺りを見ても、例えば、タイとかフィリピン、ベトナムなどを見ても、単独親権は日本だけです。

2. 共同養育実践の課題

それから協議離婚。協議離婚というのは先ほどお話ししたように、お父さんとお母さんが合意をすれば、それで離婚ができてしまうということです。そういう制度があって、なおかつ、日本はお父さんとお母さんが離婚に同意すれば、紙1枚、離婚届1枚で、それを提出すれば離婚ができてしまう。裁判所が関与しなくても離婚ができるという、世界で一番、離婚が簡単にできる国なのです。そういう所に私たちは住んでいるのです。その協議離婚というものが離婚全体の90パーセントを占めています。

そういう単独親権、大体お母さんしか親権者になれない。2人で決めてしまえば、要するに子どものことなど話し合わなくても、養育費幾らとか、面会交流幾らとか決めなくても離婚ができてしまう国というのは非常に特殊です。そういう所に私たちがおりまして、そういう国で離婚後に共同養育をしていくのはすごく難しいことです。

他の国は離婚後も共同親権です。離婚した後もお父さんとお母さんが等しく、親としての権利というか、養育の義務、育てる親としての義務を持っています。

これは世界基準と言っていいかなと思うのですが、離婚後も両方の親が親権を持つということです。離婚後の単独親権と、離婚後、2人で子育てをしていくというのはそもそも両立しないんじゃないかという意見すらあります。

ちょっとここで諸外国、主だった先進国を中心にですが、離婚制度と親権ということについて見ていきたいと思います。日本では親権と書いて、そうすると、親の権利というふうに思われていて、実際、かなりの方が誤解されてしまいます。例えば、アメリカでは監護権 (custody) と言われていますし、イギリスやシンガポールでは親責任 (parental responsibility) という言葉になっています。ドイツでは親の配慮という言葉になっていて、要するに諸外国では子どもの利益を重視して、親の権利よりも親としての責務、責任、子どもを育てなくちゃいけない、教育する義務、それから、育てる義務、保育する義務を強調しています。

日本もそうですが、実際に子どもの権利条約でもこういうことはうたわれておりますし、この親権という日本語のこの言葉、これがどうしても親の権利ということで間違っただけで解釈されていることが非常に多いです。でも、家族法では親の子どもを育てる義務というふうになっていて、なので、なかなか親権という言葉を変えるのは難しいとは思いますが、中身としては親の子どもを育てる義務なんだと理解することがまず、大事なのではないかと思えます。

離婚制度と、それから親権というのは、それぞれの国の家族法を基に規定をされています。幾つかいろいろ、諸外国は共通点がありますので、ざっと見ていききたいと思います。

離婚は裁判所が必ず関与します。韓国と中国など一部のアジアの国では、日本と同じように当事者、お父さんとお母さんの合意だけで離婚が成立する協議離婚という制度があるのですけれども。それでも、韓国でも、中国でも、家裁であるとか、家裁と連携している公的な機関、行政がお父さんとお母さんの双方に対して離婚の意思を確認し、離婚した後、どうやって子育てをしていくつもりですか、養育費はどのようになりますか、いつ幾ら払うのですか、子どもとの面会交流はどれくらいの頻度でどのように行うのですかということをちゃんと精査して、不十分だったら、また考えてみてくださいと言います。

韓国ですと、猶予期間というのが3カ月ありまして、

協議離婚の場合でもいったん裁判所が受け付けますが、3カ月間ちゃんと考えなさいということ言って、3カ月後にもう一回、お父さんとお母さんに来てもらって、本当にその意思が固いか、離婚後の子どもの養育についてはどういうふうな意見になったかを聞きます。3カ月間、そういうのがあります。

ちなみに、きょうのテーマじゃないので割愛しますが、子どもがいない夫婦の離婚の場合はもう少し簡便になります。でも、協議離婚で日本みたいに紙1枚ではないです。どこの国でも裁判所が関与します。アメリカに関しては言えば、その州に、例えば、オレゴン州ならオレゴン州に10年以上住んでいて、夫婦双方に借金がなくてとか、いろいろ条件があると、裁判所が関与しないでも離婚できるというのが例外としては設けられていますが、これ、極めて少数で、子どもがいない離婚だとしても裁判所が関与するということです。

だから、日本は、非常に特殊です。お父さんとお母さんが話し合っただけ、あるいは、夫婦が話し合っただけ、合意じゃないこともあるかもしれないんですけど、紙1枚で離婚が受理されてしまいます。世界で一番、離婚が簡単にできる国だと悪い評判があるくらいなのです。

話に戻りますと、離婚後に共同親権、お父さんとお母さんの親としての義務を原則としていますが、単独親権と共同親権が選べる制度になっているのですね。つまり、例えば、お父さんが重大な犯罪を犯したり、執行中で刑務所に入っていたり、アルコール依存症があって、いろいろもちろん問題があった場合には単独親権になります。ですので、離婚後は共同親権なんだ、諸外国はと言うと、もうそれしかないんだと思われやすいのですが、そうではないのです。海外でも、例えば、私が一番詳しいのはアメリカなので、アメリカのお話をしますと、アメリカでも離婚後の共同親権がもちろん一般的ではありますが、15パーセントぐらいは単独親権です。お母さんが親権者の場合が多いです。

今、日本もやっと、離婚後の共同親権を選択できることを検討しようという動きが法務省であります。その場合も、単独親権と共同親権とを選べます。

例えば、アメリカも1984年からです、単独親権から共同親権になったのは、だんだん世界中に広がっています。いったんその共同親権という制度を取り入れてからは、元の単独親権に戻ろうなんていう国はないで

すし、いずれにしろ、離婚後、単独親権しかないというのは日本だけだということです。

共同親権だと申しても、実際には8割の子どもがお母さんと暮らしています。だから、お父さんとお母さん両方が養育に関わるといっても、日本と同じです、やはり8割の子どもがお母さんと暮らしています。これは、アメリカでも、フランスでも、イギリスでも、ドイツでも、おおむねそうです。ただ、やはり共同親権ですから、離れて住む親も子どもの養育に対して責任を持つ、親役割というのは一生終わらないんだという、そういう理念が受け継がれていると思います。

離婚後の子どもの権利を守ること、それから、子どもの気持ちを理解することについて、裁判所の中や裁判所の外で、離婚すると子どもはこんな影響を受ける、こんなダメージを受ける、でも、お父さんとお母さんが両方とも子どもの養育に関わって子どもに愛情を注げば、こんなふうに子どもは健全に成長するなど。例えば、アメリカであれば、ほとんどの州でそれを受けないと離婚できません。その受講が義務、あるいは、奨励されています。

裁判というのはとにかく時間がかかりますので、裁判外で話し合いをするのを、裁判外紛争解決手続き、ADRと言います。医療などではよく行われていますが、そういったものも積極的に利用されていて、子どもの面会交流の頻度や養育費のことなどで、離婚には合意しているけれども、さまざまな条件が話し合いがまとまらないというときに、例えば、家庭裁判所を利用すると、日本に限らず、どこも大変時間がかかりますので、こういうような裁判外手続き、ADRを利用すると、2倍くらいの速さでパキパッとできますので、そういったものも積極的に行われています。日本でもありますが、まだまだ浸透していません。

それからあと、大事なのは養育費についてお父さんが払ってくれない場合に、ちゃんと国、行政が立て替えるというのがものすごく充実しています。行政が取りあえず立て替えて、その後、行政がお父さんなり、お母さんなりに取り立てるといことです。アメリカだと、例えば、お父さんが養育費を払ってないと、そのお父さんが免許証の更新に行くと、このお父さんは養育費を払ってないということになるので、免許の更新ができないのです。アメリカは車社会ですから大変なことです。で、払うと。そんな感じでしっかり取り立てをしています。

もう少し言えば、やはり面会交流をしていけばいるほど、養育費を払うのです。これは経験的にそうですよね。子どもに会っていれば、子どもに会わせてもらえれば、やはり子どものことを思って、きちんと養育費を払おうと思います。養育費の支払いと面会交流の実施率というのはプラスの相関関係があるのです。

ですので、国としても面会交流、例えば、アメリカだったら、アメリカとしては面会交流をさせる仕組みをたくさんつくっています。先ほどの親ガイダンスだったり、面会交流をサポートするいろんな機関があったり、つまり、それは子どもの心身の発達ももちろんなのですが、会えていけばお父さんは養育費を払うから、そうすると、国が養育費を立て替えなくて済むから、実は裏にそういうトリックがあって、アメリカなどは、特にそうですが、面会交流を非常にサポートしています。そのため、お母さんが別れた夫には絶対、子どもなんか会わせたくないということを裁判でも主張すると、極端な場合はお母さんは親権がはく奪されてしまいます。それくらい離婚後の共同養育が徹底しています。ちょっと横道にそれましたが、また戻ります。

国も、いろいろな所が離婚後も親子が交流を続けていくことがとてもいいのだという社会の理解、があります。先ほど言ったように、国は、国が養育費を立て替えなくても済むという、そういう財政面からも面会交流を非常に支援しているわけです。

いわゆるDVのケース、児童虐待のケースなどでも、監督付きの面会交流というのがあります。監督付きというのは監督付きの面会交流を請け負っている支援機関というのがあり、そこが裁判所と連携して、例えば、DVや児童虐待などのあるお父さん、お母さんの場合、子どもと会うときにはそういう監督付きの面会交流、つまり、十分な研修を受けた第三者が立ち合いの下で面会交流をさせるということです。子どもが遊べるプレイルームみたいな部屋のある施設があり、そこで、民間にいる専門家、私もそういうことやりませんが、第三者が立ち合って別居親と子どもとの交流を見るということです。

例えば、性的虐待があったお父さん、裁判所でそういうことがあったという事実が認定されたお父さんが、監督付きの面会交流をする場合には、例えば、子どもを膝の上に乗せるような、そういうスキンシップをしてはいけないかったり、当然、子どもだから遊んでい

るときにお手洗いきたくなくなったりするわけですが、そんなときであってもお父さんは、たとえ、男の子であっても一緒にトイレに付いて行ってはいけなかったり、いろいろそういう規則は付けながらも、面会交流はさせます。

もちろん、加害者プログラムというのが諸外国ではありますので、それを受けて、このお父さん、このお母さんだったら、第三者立ち合いの下であったら、子どもと交流することは安全だということが分かれば、監督付きの面会交流をさせることができるということです。

私もアメリカで研修を受けました。およそ日本では、そういうDVや虐待があるとされたお父さん、お母さんは、子どもとの接触など認められません。ですので、私も最初のアメリカでのトレーニングを受けたときは、えー、こんなお父さんでも子どもと会わせるのという感じでした。そこまでしてでも、子どものために面会交流させるの、それ程大事なというのが、正直、最初の私の印象でした。

監督付きの面会交流といっても、いずれはそこを1年なり、2年なりで卒業して、大体月1回ぐらいの頻度ですけれども、自分たちで面会交流ができるようにしていかななくてはならないので、トレーニングを受けた面会交流の支援者は、その辺も親を教育しつつ、面会交流を支援していく形になります。

諸外国の例外をまとめますと、最後のところで、裁判所が関与しない協議離婚制度と離婚後の単独親権というのは、日本ですごく特有ということです。私たちにとっては当たり前ののですが、すごく特有だということで、この二つが離婚後の日本の家族というものを大きく規定している、よくも悪くもということがあると思います。

ここであらためて、日本で離婚後、共同養育というのがなかなか浸透していない。共同養育というのは2人で一緒に子育てです。面会交流というのは月に1回2時間というのがお決まりのパターンなのですが、この面会交流というのと共同養育というのは随分差があるということをご理解いただけたらと思います。月に1回、お父さんなり、お母さんなり、離れて住む別居親が子どもに会う、これが面会交流です。離婚後の共同養育というのは本当に2人で一緒に子育てということですから、ここはかなりの温度差があります。日本ではまだ、面会交流できている子どもが3分の1です。離

婚後、一緒に子育てというのがどんなに大変なことかということなのですが、これを広めていきたいと思っております、いろいろな課題があります。

単独親権の下では、親権を持っている親と持っていない親がそもそも対等な関係ではありません。親であることにはもちろん変わりはないのですけれども、圧倒的に親権者である親が力を持っています。例えば、家庭裁判所の調停や審判で面会交流させていただきと、子どものためにお父さんと会うのは、お母さんと会うのは子どもに必要だと裁判官が命令を出したとしても、同居しているお母さん、お父さんが、嫌だ、そんなもう別れた元夫、元妻には絶対会わせたくない、あの人は私に対して婚姻中こうこう、こうだったとか、いろいろあって絶対嫌だと言うと、実際には面会交流を実施するのは難しく、阻むのです。圧倒的に親権者が力を持っているので、これが本当に一つの大きな課題です。

それから、あとは協議離婚制度では、今の離婚届には決めましたというチェック印は付けるようになっていますが、仮にチェック印がなくても、受理してくれます。要するに、その子どもにとって大事なことが決められていなくても離婚が成立してしまう。子どものことを考えていないのです。この問題は、養育費をもらっている子どもは4分の1だと話しましたがけれども、このことがすなわち、子どもの貧困問題につながるわけです。

今、母子家庭の半分は子どもの貧困ラインです。これは先進国でトップです。学生に講義しても、日本は子どもの貧困率がねという話をしても、みんなピンとこないのです。こんな豊かな国でと思うわけですが、でも、母子家庭の半分は子どもの貧困ラインというくらい、母子家庭の貧困問題は非常に深刻で、それはすなわち、養育費の問題に直結をしているわけです。なぜ養育費の不払いが多いのかというと、こういう協議離婚につながっていくわけです。

それから、今の調査の結果から、日本というのは別れた配偶者を排除して家族をつくっていくという、あえて言えば閉じた家族観を持っているという傾向があります。そういうことが背景にあるので、なかなか離婚した後も一緒に子育てというのが普及していかないというのがあります。

なかなか浸透しないことのもう一つは、ドメスティッ

ク・バイオレンスの評定、その判断基準が非常に曖昧です。アメリカ、ヨーロッパの一部の国では、この単純にDVではなくて、IPV、Intimate Partner Violence、親密なパートナー間の暴力と定義されていて、細かい評定尺度があって、それに基づいてチェックをして、それでDVがあるかどうかというのをきちんと決めます。

だから、例えば、離婚のときに妻が夫に対してこういうDVがあったというときには、まず、絶対、エビデンスが必要です。一番多いのは医者診断書、あるいは写真、スマートフォンのカメラでまだ血を流している画像など、そういうのがあれば一番いいですし、何かエビデンスが必要です。加えて細かい評定が30項目ぐらいなのですが、それを見て、それで本当にDVがあったかどうかを評定していきます。その上で、先ほど言ったように面会交流をすとかしないとか、お父さんはまず、そのDVの加害者プログラムを受講して終了したら面会交流を認めようとか、あるいは、妻側のDVは認められないとか、そういうことを判断するわけです。

ところが、日本は一つのこういう基準となるものがないのです。ですので、妻側がDVがあったと主張すると、それが、例えば、確たる証拠がなかったとしても認められてしまって、お父さんがもう会えないということがあります。

実際には私もものすごくこういう事件に関わることが多いのですが、妻のほうからそういうふうに主張が出る。夫のほうからは当然、そんなことしてないということがあって、これはもう泥沼です。

やはりグレーゾーンがあります。例えば、いわゆるハラズメントです。いわゆる暴力は確かになかったと。だけれども、言葉による、もうおまえなんて生きてる価値がないとか、おまえなんかは親として無能だとか、おまえなんかはポンコツのくせにとか、いわゆるモラルハラズメントのような、そういうのは確かにあったかなという場合はあります。

だけれども、夫側としては、いや、僕は妻を教育してるだけや、妻に教えてるだけだというふうに主張して、ハラズメントはなかった、もちろんDVはなかったと主張する。でも、妻としてはそういうDVがあった。詳しく聞くと、今言ったようなモラルハラズメントで、DVっていうことに関してグレーゾーン、そういうのがあって、双方の主張が本当に対立して、それぞれに弁護士が付いて、弁護士が代理戦争のようになることがよくあり

ます。

妻としては、そのDVがあったから子どもに会わせないと主張する。夫側はこれは虚偽のDVだと名誉棄損で訴えるというようなことになって、その部分の泥沼の争いが始まってしまうと、もう面会交流、子どもの視点というのは完全に抜け落ちてしまうのです。

そこでどうやって、その夫婦の問題はさておき、子どものためにお父さんとお母さんが協力をして子どもの心身の成長を考えられるかということに、何とか子どもの視点に話を持って行って面会交流の頻度や養育費の支払いを決めていきたいというのが、例えば、調停や先ほどお話しした裁判外の話し合いで求められるところです。私は家裁の調停委員、調査官ではないですから、家裁の話し合いには全く入りませんが、裁判外の紛争解決手続きにはメディエーターとして双方の話を聞いて、問題解決をしていきます。

しかしDVの主張にはグレーゾーンがあります。例えば、私はとにかく子どもに会えないお父さんの方にお会いして、そちら側に弁護士と一緒に支援することが圧倒的に多いので、その意味では若干偏っている面もあります。お父さんから、元妻から虚偽のDVを言われていると、でも、自分はそんなことはしていないと。弁護士さんがいろいろ調べていくと、そういう妻側から出されているものは証拠が何もないということが分かった。裁判所もそれは認めてくれることもあるのですが、母親が私はもう本当に怖かったというふうにどンドン主張する。お父さんのほうとしては、そういうことはないということをいろいろ言っていくわけです。

お父さんと私と弁護士が2年、3年の付き合いになることもあって、そうするとやはり、お父さんのものの言い方やちょっと威圧的な態度、私に、小田切さんは女だから分からないと思いますけどというような、例えば、そんなちょっとした物言いから、こういうのが妻にとってはモラルハラズメントに取られているのかなと感じることはあります。もちろん、だからといって、それで私がそこでお父さんを教育したり説得したり、そういうことは私の仕事ではないのでしません。ですので、非常にそのグレーゾーンの問題という、お父さんとお母さんの言っていることの温度差、これは本当に難しいです。

その言った・言わない、やった・やらないという夫婦の問題から、いかに、子どものために協力してやって

いこうよ、子どもにとってはお父さんはお父さんなんだから、離婚をすれば、元妻、元夫になるけど、元お父さん、元お母さんにはならないんだからというところで、離婚した後、どうやって2人で協力させていくかというところに話を落としていくことが仕事ではあるのですが、実際には本当に難しいです。

あとはもう一つは再婚家庭、きょうの一つのテーマです。日本はとにかく単独親権なので、例えば、私が離婚しますよね。離婚して、新しいパートナーと再婚したとします。そうすると、私のパートナーが新しいお父さんになるのです。だから、私の子どもには、〇〇ちゃん、これからこの人がパパなのよ、新しいお父さんなのよっていうことになって、新しいお父さんということで、置き換えられるのです。私は、元夫は排除して、新しい家族をつくっていかうという。もう、これほんとうに日本の再婚家庭の一つの王道というか、すごく多い在り方です。新しい家族をつくっていかう。つまり、それが日本の家族観です。やはりお父さんとお母さんは必要だというのはあるし、だけども、そこに子どもに親は3人は要らないという考え方です。私の子どもには私と新しいお父さんがいればいいって、そういう考え方です。

例えば、私の別れた元夫が子どもに会いたいということをやったとしても、家裁でよくあるのは、いや、でも、小田切さんちの〇〇ちゃんはせっかく新しいお父さんになつこうとしている、せっかく新しい家族になじもうとしてるんだから、お父さん、ここはちゃんとお嬢さんを見守るのが親として大事なんじゃないんですかというような、家裁が本当にそういう判断を下すことがあります。もちろん例外はありますけれども、そういう傾向があって、その再婚家庭で面会交流を続けていくというのはとても難しいことです。

目黒区の5歳時の虐待死の問題がありました。5歳の女の子が虐待されましたけども、あのときに、前のお父さんがよかったってことを書いていたわけです。その前のお父さん、つまり実のお父さん、母親の元夫の存在が全く、メディアにも取り上げられていない。不思議なくらいです。もちろんプライバシーの配慮があるのではないかと思います。

再婚家庭においても面会交流が行われていれば、特にあの目黒区の事件については再婚した後も元夫が女の子の養育に関わる、あるいは、面会交流を月1

回でもしていれば、こんな問題は防げたのではないのかというのが私たちの主張です。

だから、再婚家庭でも面会交流をしてほしいし、いわんや一人親家庭においても、母子家庭においても面会交流をしてほしい。そういうふうにしてくれば、母子家庭の貧困問題、一人親家庭の貧困問題の解消にもつながるんだというのが、厚労省や法務省に私たちが論理的に話をもち掛けるときの一つの筋道になっております。とにかく日本では再婚家庭ではとても面会交流が難しいということです。

離婚後の単独親権の下では、先ほどの、分かりやすく、私に別れた元夫がいたとしますと、この別れた元夫が知らない間に、私の娘と私の新しいパートナーが養子縁組をすることができてしまうのです。このことは共同親権の国では起こらないのです。ここでは養子縁組をする場合には必ず、共同親権ですから、私は元夫の許可が必要です。私の娘と私の新しいパートナーを養子縁組させてもいいかということの承諾が元夫に必要なのです。でも、日本は私さえOKすればできてしまいます。そういうことがあるということです。

そうすると明らかに、私の新しいパートナーが父親として養育に関わっていく。実の生物学的なお父さんの存在はどんどん少なくなっていくということが起こってきます。

特にやはり問題になるのが、お父さんが子連れで再婚した場合です。例えば、私がシングルで、子どもがいる男性と再婚したとします。そうしたら、私はいわゆるママ母になるわけです。でも、社会的にはお父さんがいて、お母さんがいて、子どもがいるので、特にうちはステップファミリーですと言わない限り、いわゆる普通の家族というふうに思われるわけです。

ステップファミリー、再婚家族だっていう、やはりそれに対しても離婚家族と同じように社会にはやや差別的な意識がありますので、あまり好んで、うち、再婚なのよ、ステップファミリーなのよ、私、ママ母なのよって言う方はそんなに多くないです。

もし、そういうふうにしたとしても、でも、何々さんはお母さんになったんだから頑張らなくちゃというようなことを言われて、一生懸命子どもの養育をしようとしたり、学校の先生からも、でも、小田切さん、お母さんなんだから、子どもの成績がこんなに下がってるのはお母さん、ちゃんと見てあげてくださいよというようなことを言われると、私はいきなり、もう10歳の子ど

もを持ってどうしようと思っけても、勉強しなさいみたいに言うようなことがあって、そうすると、ママ母と子どもとの関係はやはりギクシャクするわけです。

子どもからしてみたら、元のお母さんがよかったかもしれないし、いきなり新しいお母さんが来てガチャガチャ言われてうっとうしいことがあって、この関係も気まづくなります。そのことでせっかく再婚したのに、夫婦の関係も気まづくなってしまうこともあって、なかなか再婚家族も養育問題というのはすごく難しいです。

子どもはなかなか新しいお父さん、新しいお母さんになじめないことがあります。さらに複雑になるのは再婚した後、2人の血のつながった子どもができる、連れ子のほうは自分はお父さんとしか血がつながっていない、あるいは、お母さんとしか血がつながっていないけれども、自分の弟や妹はお父さんともお母さんとも血がつながっているっていうことになって、どうしてもここできょうだい葛藤が起きたり、親のほうも自分の血のつながっている子どものほうがかわいく思えたり、そういうことがいろいろ、再婚家庭では起こってきます。

そんなときに、例えば、別れた元配偶者、子どもから見ると離れて住む実の親、そこ交流があると、救われる場合が多いのです。ですので、再婚家庭においてもやはり面会交流というのは非常に大事だなということはあるかなと思います。

日本でもとにかく面会交流をしていこうという、そのものもとても大事ですが、とにかくもう嫌で嫌で別れた夫婦が子どものためとはいえ面会交流をするのはやはり大変なこと。少なくとも、2人で話して毎週第2日曜日の1時にマクドナルドで子どもを引き渡してとか、そんなこと決めるのはなかなか難しいです。できる人たちもちろんいます。別れた後でもうまくやっている人たちもちろんいて、お父さんが土曜日には元妻の家に迎えに行き子どもを釣りなどに連れ出して、夕方になるとまた、元妻の所に子どもを送り届ける。それはもうとてもスムーズにしている人たちもちろんいます、本当に。

でも、それが難しい人たちもちろんいて、その場合はこの面会交流支援機関を利用します。多分、聞きなじみがないかと思うのですが、これが先ほどアメリカで話をした、監督付きの面会交流支援機関似ています。日本ではそれに準ずるものになりますけれど

も、きちんと研修、トレーニングを受けた第三者が立ち合いの下で面会交流を支援していくということ。す。

ただ、日本の場合はさっき言ったように、アメリカみたいに離婚後の共同親権ではないですから、面会交流しなさいと言われても、それが義務付けられていて、しないとペナルティーがある、罰金払う、ひどい場合は刑務所とか、海外はありますけども、そういうのではないですから、結構言われてもやらない場合も多いです。でも、当事者だけでできない場合は、こういう第三者機関に頼んでやるわけです。

お金を払うのですが結構高いです。まず、登録をして、いろんな形態があります。ピックアップサービスといって、お母さんから子どもを受け取って、お父さんとの待ち合わせの場所、たとえばマクドナルドに1時に連れて行き、お父さんと遊び終わった後、子どもをお母さんの所に連れていくという、そういうピックアップサービスのようなものもあります。お父さんと子どもが会っている間中ずっと一緒に同席している場合もあります。お父さんと子どもがうまく関われるように、もっと治療的な介入と言っていると思いますけれども、お父さん、ちょっとこういうふうにしてあげてくださいとか、ちょっとこういうもの、なんか負担に思っているみたいだから、ちょっとこういうふうに変えてみてくださいとか、もう少し専門的な介入をするケースまで、これも幾つか段階があります。

大体、1回1万円くらいです。とにかく別居親はお父さんが多いので、お父さんからしてみると、なんで自分の子どもに会うのに1万円払わなくちゃいけないのかとを感じるわけです。プラス、それに支援者への交通費などもかかるので、1万5000円以上はかかります。お父さんとお母さん双方が負担するのが原則ですが、なかなか同居親のほうに払わないこともあります。支援機関としては双方で分担してくださいと、でも、お二人で決めてくださいねというスタンスですから、別居親のほうに払っているのが多いかなと思います。

この面会交流支援機関というのはほとんどが公益社団かNPOのです。私もある団体に属して面会交流支援をしておりますけれども、財政上非常に厳しいです。財源は基本、その別居親あるいは同居親からのお金です。1回1万円なり1万5000円なり、そのお金で支援者の時給とか、それから、いろいろ研修をしなくてははいけないので、非常に財政的に困難なのです。

国、行政がそれを支援してくれているわけではないのです。

諸外国では裁判所と面会交流支援機関が連携しています。先ほど言ったように共同親権ですから、面会交流をしなくてははいけませんから、面会交流が自分たちだけでできないための交流支援機関に対しては、国も一部ですけどお金を助成して、健全な面会交流ができるようにサポートしているのです。

日本は本当にもう、それぞれのちいさなNPOが独自でやっているってような感じです。私は限りなくボランティアです。月に何回かしますけれども、限りなくボランティアでやっているということで、こういう面会交流に関しても、養育費だけではなくて、国の支援が欲しいなというところです。

その一方で、国内・国外、両方の研究が子どもの心身の発達には離婚した後もお父さんもお母さんも子どもに関わるのが大事だということは実証されています。

とても分かりやすい例としては、離婚した後、別居親に会えている子どもと会えていない子どもの結果を比較すると、やはり会えている子どものほうが自己肯定感自信、対人関係のスキルが高いです。

特に国際離婚の場合は、子どもたちは半分日本人、半分アメリカ人とか、イギリス人とかかわけです。そうすると、やっぱりその子にとって自分の半分のアイデンティティーであるアメリカ人のお父さん、お母さんに会えないということはすごく深刻な問題です。お母さんから、あなたのお父さんはねみたくに言われることは子どもにとって自分の人格の半部分が否定されますし、国際離婚の場合だと、もう明らかに子どもはハーフなわけですからそういう子どもにとっては特に、やはり離れて暮らす外国に住む親と会えないというのは本当に深刻です。やはり面会交流というのが子どもにとって大事なのだということを伝えていくのが、本当に私の仕事だと思っています。

ところが、なかなか調査が難しいのです。子どもへの調査をするのがすごく難しく、大学生であれば、私の大学の授業とか、よその大学の先生に協力していただき、学生の同意を得て調査をします。もちろん親が離婚した子どもだけ選ぶわけにはいきませんので、いろいろ家族のこと、両親のことも聞いて、もちろん、その親の離婚体験などを聞いて、親の離婚体験がある学生に対してはさらなる調査をしてくれる場合はご

連絡くださいということでインタビューしたりしているわけです。

大学生の場合だと1割、100人に授業して10人ぐらい、大体それぐらいが親の離婚を経験しているわけです。大学生になれば、おおむね20歳以上にもなっていますし、インタビューも本人の同意が得られればできますので、ある程度のデータはあります。つまり、親が離婚したことによって、その子自身がどういう体験をしたのかですね。

ただ、大学まで行かれたということは、母集団としてはある一部です。それだけの経済力のある一人親家庭だったわけですから、もしかしたら、養育費をちゃんともらっているのかもしれないし、やはりそういうことがあるので、大学生から得た親が離婚した子どもの調査結果だけをもって日本ではこうだとは言えないので、小学生、中学生、高校生である親が離婚した子どもたちにも調査をしたいと思っているのですが、アクセスするのが極めて難しい。

やはり同居親の許可が必要になります。そうすると、同居親としては、もちろんすぐ賛成してくれる方もいますけれども、一方で、子どもにそんな変なことを聞かないでほしいと賛成してくれない方も結構います。私、この領域では論文や業績があって、そういうことをしながら本当に子どもの福祉のためにということで調査協力をお願いしても、断られて、まだ20か30くらいしかデータがないのです。なので、何もそこからは結論付けたことは言えないので、もうこれは私の課題です。やはりそういう日本のデータを出して訴え掛けていかないと、海外のデータを持っていっても、アメリカの話でしよとなってしまうので、この辺は私がいろいろして、これは私のやりたいことの一つになっています。

あとちょっとやっぱり子どもから見てもお父さんとお母さんはもう本当にお互いに合わなくて嫌で離婚をしたんだと、でも、僕のこと、私のことについては夫婦の問題はさておいて協力してやってくれているんだということが、子どもはすごく親から愛されているんだなという体験になります。それから、何かすごく嫌なことがあっても、それはさておいて協力して何かをできるという、そういういいモデルを親は示すことができるわけです。

つまり、子どもにしてみたら、例えば、その子どもが社会人になったときに、もうすごく嫌な上司がいる、嫌

な同僚がいる、本当に最悪だと思っても、でも、仕事上は付き合っていかななくてはいけないときに、そういう非常にネガティブな気持ちはさておいても、この領域では連携してやっという、協力してやっという、一つの大人としてのモデルを子どもに示すことができますので、やはりお父さんとお母さんが協力して子育てをしていくということは本当に子どもにとっていろいろな意味でプラスになります。

もちろん、お父さんかお母さんから暴力があった場合には、入念な準備をして面会交流をすることは必要です。しかし、やはり長い人生において子どもにとって両方の親からの愛情を、育てを受けるということはとても大事なことだと思います。

3. 共同養育実践に向けて

その共同養育を実践するために、じゃあ、どうしたらいいのかというのが私の一つの使命なわけです。まずは当事者、離婚をしたお父さん、お母さんだけではなく、私たち社会全体が離婚した後でも子どもにはお父さんとお母さん両方が必要なのだと、離婚した後もお父さん・お母さんの役割を果たさなくてはならないのだと、これは養育費を支払うということもそうですし、子どもの育ちにちゃんと関わる、責任を持つということ、つまり親役割は生涯続くんだという意識、これを私たちが持つ必要があると思います。

本当に一部の世代の人たちは、離婚したのならもう元妻と子どものことは忘れて、もう新しい人生をお父さん生きなさいというふうに、そういうことを言う、方もいますので、そうじゃないんだと。再婚しようとか、やはり親としての役割、親としての義務というのはずっとそのまま残るんだということを、また、私たち社会全体が理解していくことが必要だし、そしてまた、目黒の虐待死のような問題も、子どもを産んでよくありますが、そういうことが防げるのではないかなと思います。

さらに、その離婚後の共同養育を実践している国でどうやって面会交流支援をしているのか、そして、その支援者に対してどんな教育、研修、あるいは、そういうガイドラインを施しているのかというのも取り入れていくことがすごく大事なかなと思います。

また、宣伝になりますが、離婚後の親教育プログラムです。つまり離婚した後別れた夫婦が子育てをしていくための技術とか、スキルとか、コツとか、そうい

うことを学ぶプログラムです。日本でも民間から導入してやっています。私もその一つに関わっていますけれども参加型だと、申し込みをして、わざわざ土曜日、2時間、3時間行かなくてはならない。やはりすごく負担になります。海外のように義務付けられてもいませんから、参加率は低いです。もちろん別れた夫と妻は別々のクラスで受講しますが、なかなかその参加型のプログラムは、参加率が高くないのです。

それで、プログラムの実施方法に課題を感じていた時に、アメリカのフロリダ州で行われているオンラインの親教育プログラムに出会いました。アメリカはとにかく広いですから、車を持っていない低所得者の人は、プログラムに参加するのが、難しい。そうすると、そのオンラインでの、要するにE-ラーニングのようなものなのですが、それを受けた後、修了書が出てくるので、それを提出すると離婚が受理されるということなのでこのオンラインのフロリダ州の親教育プログラムを去年9月に、民間の助成金もらって講師をアメリカから呼んでセミナーを開いて、そのアメリカ版のオンラインプログラムを公開しました。

その日本語版を訳し終えましてパイロット版なのですが、作り直しました。リコンゴの子育てひろばというサイトを科研費からお金を使って、それで作り直して、そこの一つのコンテンツとしてオンラインの親教育プログラムを載せて、次、二つ目がこれもちょっと宣伝になりますが、2週間後にやるのですが、アメリカの話してきた面会交流支援機関の総元締めというのでしょうか、面会交流支援機関ネットワークのディレクターの人と実際にやっている人を呼んで、面会交流についていろいろレクチャーしてもらいます。お母さんの不安が強くて面会交流させたくないと言っている場合はどうしたらいいとか、子どもがお父さんに会いたくないと言っている場合にはどうしたらいいとか、あるいは、こういう場合の面会交流は少し控えたほうがいいとか、そういうことについてレクチャーをしてもらいます。

そこで、やはり支援者に対するガイドライン、こういう場合にはこういうふうにしたほうがいいとか、こういう場合はこうだと、そのガイドラインも日本語に訳して、さきほど述べたサイトに、リコンゴの子育てひろばと言うのですが、2週間後にデビューしますので、そこにアップしようかなと思っています。

多分すごく本当に狭い領域なのです、この領域は。

なかなかこの領域をやっている心理の先生が少なく、後継者をつなげていくというのが私たちの本当に大事な使命なのですけれども。何しろもうやらなくてはいけないことがたくさんあるので、もう前を見て進むのが精いっぱい、なかなかその下の人たちを育てていくところまで手が回ってないというのが残念ながら実情です。実は、ものすごく学際的な領域で、私も、家族社会学者、弁護士、裁判官、調査官とか、精神科医とか、いろんな方たちと一緒に仕事をしておりますので、こういうことに関心を持っていただけたら、ぜひ連絡していただきたいなと思いました。

ご清聴ありがとうございました。